



■ 目次

PwCがFASBの信用デリバティブの開示改善案に対する全面的な支持を表明

PwCが再起草されたASB基準の第1稿に関する見解を提供

FASB関連記事

SECが石油およびガスの報告要件を近代化する規則変更を提案

SEC職員がForm 8-Kにおける取締役退任に関するガイダンスを提供

ASBがIFRSに準拠して作成された米国の非公開企業の財務諸表のレポートニングに関するガイダンスを公表

■ PwCがFASBの信用デリバティブの開示改善案に対する全面的な支持を表明

6月30日、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は米財務会計基準審議会(FASB)に対し、FASB職員意見書 No. FAS 133-b および FIN 45-c 「信用デリバティブおよび特定の保証の開示: FASB 基準書第 133 号および FASB 解釈指針第 45 号の修正」に対するコメントレターを提出しました。PwCは、この開示案がすべての信用デリバティブに対する金融保証の既存の開示要件を拡充することによって透明性と一貫性を向上させていることから、このFSPを概して支持していますが、FASBが今後の審議において以下の項目を検討すべきであると考えています。

- 信用デリバティブの定義をさらに明確にする
- 企業に対し、将来の最大将来予想額の開示のためその適切な背景を説明する追加的な記述開示を義務付ける
- このFSPの適用日をFASB基準書第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動の開示」(FAS 161)と一致するように調整する – FAS 161の適用は2008年11月15日より後に開始する会計年度および期中期間からである。このFSPの適用のために企業に与えられた期間案は比較的短く、企業は必要な開示データを累算するためにはもっと多くの時間を与えられるべきである

▼ PwCのコメントレターの全文はCFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7G4SXC&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

■ PwCが再起草されたASB基準の第1稿に関する見解を提供

今週、PwCはAICPAの監査基準審議会(ASB)による再起草された監査基準書(SASs)、「監査文書」(SAS 103)および「ガバナンスの責任者との監査人のコミュニケーション」の草案に対しコメントレターを公表しました。PwCは、米国の非公開企業の監査に適用されることになるこれらの再起草されたSASsは、SASの明確性を向上させるとともに必要に応じて国際監査基準(ISAs)とのコンバージェンスを進めようとするASBのプロジェクトにおける重要な第一歩となると考えています。

再起草されたこの二つのSASsは、対応するISAsとすでに大幅なコンバージェンスがなされている最近公表されたSASを基にしています。その結果、二つの再起草SASsは明瞭性を確保するための作成規約(The Clarity drafting convention)の要素の適用の結果による、各基準の目的(および適切な場合には定義)を盛り込むこと、要件を適用方

法やその他の説明資料から分離することなど、コンバージェンスに向けた試みによるもの以上の変更点を浮き彫りにしています。PwCはこの形式で再起草されたこれらの基準が監査品質を向上させると考えています。

▼ PwCのコメントレター全文はCFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7G5S4Y&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

■ FASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 偶発事象の会計処理
http://www.fasb.org/project/accounting_for_contingencies.shtml
- 財務諸表の表示
http://www.fasb.org/project/financial_statement_presentation.shtml
- 非営利組織による合併と買収
<http://www.fasb.org/project/nfp.shtml>

Weekly Action Alert: この号のFlashLineの発行時点において、FASBはまだAction Alertを公表していませんでした。FASBは通常Action Alertを毎週木曜日にウェブサイトに掲載しています。今週のAction Alertが公表されればFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/index.shtml>

■ SECが石油およびガスの報告要件を近代化する規則変更を提案

6月26日、米証券取引委員会(SEC)は石油およびガスに関する報告要件の修正を提案しました。この改訂は2007年12月に公表されたコンセプトリリースに対する関係者からのフィードバックから作成されたもので、投資家に石油およびガスの埋蔵量についてより有意義かつ包括的理解を提供させ、そして投資家による石油およびガス関連企業の相対的価値の評価を支援することを、この評価報告要件の近代化を意図しています。

SECの変更案には以下が含まれています。

- 新技術が埋蔵量について信頼性のある結論をもたらすと経験的に証明されている場合には、確認埋蔵量の判定にその新技術を利用することを認める
- 推定埋蔵量および予想埋蔵量の開示を可能にする(現在企業は確認埋蔵量の開示のみ認められている)
- オイルサンドのような従来は除外されていた資源を石油およびガス埋蔵量とみなすことを認める
- 企業に対し、現在の石油技術者協会の基準に基づいて作成者あるいは監査人の独立性および適格性を報告することを義務付ける
- 埋蔵量の見積および埋蔵量の監査実施を第三者に依頼している企業に対し、報告書の提出を義務付ける
- 企業間の見積埋蔵量の比較可能性を最大化するため、石油およびガスの埋蔵量を報告する企業に対して(年度末の価格ではなく)過去12ヶ月間の平均価格を使って報告を行うことを義務付ける

▼ SECのプレスリリースおよび変更案の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-122.htm>

■ SEC職員がForm 8-Kにおける取締役退任に関するガイダンスを提供

SEC職員がForm 8-Kによる臨時報告書に関する解釈指針をアップデートしました。具体的には、職員コンプライアンスおよび開示ガイダンス中に、取締役の辞任、退職、解任、または再任のための立候補辞退に関してForm 8-Kによる報告義務が生じるタイミングについて論じる二つの解釈指針が追加されました。

▼ これらの解釈指針は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/8-kinterp.htm>

■ ASBがIFRSに準拠して作成された米国の非公開企業の財務諸表のレポートニングに関するガイダンスを公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)の監査基準審議会(ASB)は、AU section 534「国際監査基準に準拠して監査された財務諸表」およびAU section 508「米国で一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査された財務諸表」に関する新規および修正された監査解釈指針を公表しました。これらの解釈指針は、最近、AICPA が国際会計基準審議会(IASB)を国際的な財務会計および報告の原則の指定設定主体として認識するよう、AICPA 倫理規定のRule 202およびRule 203のAppendix Aの修正を可決したことによる、監査報告書への影響に対応するものです。

各解釈指針はAICPA ウェブサイトからご覧いただけます。

- AU section 508「米国で一般に公正妥当と認められた監査基準および国際監査基準に準拠して実施された監査の報告」解釈指針第14号
http://www.aicpa.org/download/auditstd/interpretations/AU_Section_9508_Interpretation_14.pdf
- AU section 508「国際会計基準審議会の発行による国際財務報告基準に基づいて作成された財務諸表」解釈指針第19号
http://www.aicpa.org/download/auditstd/interpretations/AU_Section_9508_Interpretation_19.pdf
- AU section 534「国際会計基準審議会の発行による国際財務報告基準に基づいて作成された財務諸表」解釈指針第2号
http://www.aicpa.org/download/auditstd/interpretations/AU_Section_9534_Interpretation_2.pdf
- AU section 534「国際監査基準に準拠して監査された財務諸表」解釈指針第3号
http://www.aicpa.org/download/auditstd/interpretations/AU_Section_9534_Interpretation_3.pdf

AICPAの会計およびレビュー業務委員会(ARSC)も、会計及びレビュー業務基準(SSARS)の section 100「財務諸表の調製およびレビュー」に関する二つの新しい解釈指針を公表しました。これらの解釈指針は、財務諸表の作成に国際財務報告基準(IFRS)あるいは各国の会計原則のどちらかが使用されていることに言及する様々な状況において会計士による報告書をどのように修正するかについての関連ガイダンスを提供しています。SSARSの解釈指針もAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

- 解釈指針第24号「レビュー報告書あるいは調製報告書における所属国の言及」
http://www.aicpa.org/download/auditstd/interpretations/AR_Section_9100_Interpretation_24.pdf
 - 解釈指針第30号「国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表および国際基準に準拠して実施されるレビュー」
http://www.aicpa.org/download/auditstd/interpretations/AR_Section_9100_Interpretation_30.pdf
-

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.